

エネルギー回収施設等整備に関する
環境アセスメント実施等に向けた基本協定書

環境アセスメント実施等に向けた基本協定書

大栄環境株式会社（以下「甲」という。）及び有価物回収協業組合石坂グループ（以下「乙」という。）と上益城5町（以下「丙」という。）は、甲及び乙が熊本県上益城郡御船町にエネルギー回収施設等を整備し、運営する事業（以下「本事業」という。）に関し、熊本県を立会人として、次のとおり環境アセスメント実施等に向けた基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（経緯及び主旨）

第1条 甲、乙及び丙は、令和3年（2021年）10月1日付『エネルギー回収施設等検討に関する覚書』に基づき、本事業に係る協議及び検討を行い、本事業が、一般廃棄物の適正処理という丙が抱える課題を解決し、廃棄物をエネルギーや資源に変える資源循環モデルとなる事業であること、また、事業実施には、次条の「基本方針」に定める「環境保全対策」が必要であることを確認した。このため本事業による環境面での影響を評価するに当たり、甲及び乙が「環境アセスメント」を実施するため、本協定を締結することとする。

（基本方針）

第2条 甲、乙及び丙は、本事業の実施に向けて環境アセスメントを行うに当たり、次の各号に掲げる事項を本事業の基本方針とすることを確認する。

（1）本事業で整備するエネルギー回収施設等とは、次の施設をいう。また、各施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物を処理するが、法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等には取り扱わないものとする。

- ① リサイクル施設 （処理規模：900t/日）
- ② エネルギー回収施設（処理規模：400t/日）
- ③ メタン発酵施設 （処理規模：30t/日）
- ④ 堆肥化施設 （処理規模：60t/日）

（2）本事業の実施場所は、熊本県上益城郡御船町大字上野 古閑原・古閑迫地区とする。

- (3) 本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「新会社」という。）を甲及び乙が設立する。
- (4) 本事業の整備費用は、甲及び乙が別に定める割合で負担する。
- (5) 甲及び乙は、本事業の実施に当たり、周辺環境への影響を防ぐため、次の①から⑥の環境保全対策を実施し、環境に配慮した事業運営を行う。
- ①廃棄物はすべて建屋内で受入れ処理することにより、廃棄物の飛散流出及び汚水発生を防止
 - ②建屋内の床面はコンクリート基礎構造とすることにより、汚水の地下浸透を防止
 - ③施設で発生する汚水はエネルギー回収施設で処理することにより、処理水を敷地外に放流しない
 - ④敷地内に降った雨水は調整池へ導き、流量を調整して敷地外に放流
 - ⑤排ガスの排出基準を遵守し、排ガス測定結果を広く一般に公表するとともに、別途、構成する評価委員会等で確認。
 - ⑥交通安全対策の実施
- (6) 甲及び乙は、本事業の実施に当たり、地元雇用及び地元企業の活用並びに地域の催事や行事等への協力を通じた地域の活性化に最大限努力する。
- (7) 甲及び乙は、本事業で生み出される電気、熱、堆肥等の利活用に最大限努力する。
- (8) 甲及び乙は、丙及び周辺地域で発生した災害廃棄物の処理に最大限協力する。
- (9) 丙は、丙で構成する上益城広域連合が所有する本事業の実施場所の用地造成を丙の負担で行い、新会社に造成用地の貸付けを行う。なお、貸付面積及び貸付料並びに貸付期間等の詳細については、甲、乙及び丙にて協議の上、別途、貸付契約において定めるものとする。
- (10) 丙は、本事業の運営開始までに、新会社への一定額の出資を行う。なお、その出資額は甲、乙及び丙にて協議の上、別途、決定するものとする。
- (11) 丙は、丙内で発生した一般廃棄物の処分を新会社に委託する。なお、委託する一般廃棄物の種類、量及び委託期間並びに委託費用等の詳細については、甲、乙及び丙にて協議の上、別途、委託契約において定めるものとする。

(本協定締結後の対応)

第3条 本協定締結後、甲及び乙は速やかに新会社を設立し、新会社は次の各号に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 本事業の施設整備等に係る検討
- (2) 熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの実施
- (3) 環境アセスメント結果の事業計画への反映
- (4) 本事業の実施に必要な許認可等に向けた手続き
- (5) その他、本事業の実施に必要な対応

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項の対応を円滑に実施するため、相互に連携・協力するとともに、継続的に協議を行うものとする。

3 環境アセスメントの結果、丙が本事業の計画を適切であると判断した場合、甲、乙及び丙等は、改めて環境保全協定及び立地協定等を締結するものとする。

(費用負担)

第4条 本協定の履行のために、甲及び乙が要した経費及び負担額については、甲及び乙が負担するものとし、丙に請求できないものとする。但し、甲、乙及び丙で別段の合意をした経費及び負担額についてはこの限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、環境保全協定締結日までとする。

(疑義の決定)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、誠意をもって協議の上、決定するものとする。また、甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面をもって変更するものとする。

(その他)

第7条 以上を合意した証として、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び立会人がそれぞれ記名、押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和4年(2022年)3月28日

甲 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役社長 金子 文雄



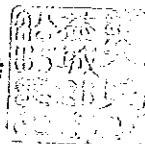
乙 熊本市東区戸島町2874番地
有価物回収協業組合 石坂グループ

代表理事 石坂 孝光



丙 御船町御船995-1

御船町長 藤木 正幸



嘉島町上島530

嘉島町長 荒木 泰臣



益城町宮園702

益城町長 西村 博則



甲佐町豊内719-4

甲佐町長 奥名 克美



山都町浜町6

山都町長 梅田 穰



立会人 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県知事 蒲島 郁夫

